

事 務 連 絡  
平成 28 年 9 月 5 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

### 予防技術検定の検定科目の出題範囲について

予防技術検定の検定科目の出題範囲（根拠条文等）については、「予防技術検定の検定科目の範囲について」（平成 18 年 8 月 14 日付け事務連絡。以下「平成 18 年事務連絡」という。）により示しているところですが、近年の法令改正等を踏まえ、当該出題範囲を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

今年度以降の予防技術検定を受検する者は、別添資料の出題範囲に示す事項を中心に知識及び技術の修得に努めることが望ましいので、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、今回の出題範囲の改正は、平成 18 年事務連絡における出題範囲（根拠条文等）の中で、当該事務連絡の発出以降に法令改正が行われた条文等の内容を反映させたものであることを申し添えます。

### 添付資料

別添資料 改正後の出題範囲

参考資料 平成 18 年事務連絡の出題範囲と改正後の出題範囲の比較表

総務省消防庁予防課設備係 担当：田中、坂井 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

## 予防技術検定出題範囲(共通科目)

科目 (範囲)	検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)
I 燃焼及び消火の理論に関する基礎知識	①燃焼の定義、燃焼現象、燃焼に必要な要素 ②煙の流動性状と制御
II 消防関係法令及び建築基準法令に関する基礎知識	③消火方法の種類及びその原理、消火剤の種類と消火作用 ④法第2条から第9条の2まで、第16条の5、第17条から第17条の4まで、第31条から第35条の3の2まで
III 消防同意、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基礎知識	⑤法別表第1 (備考を含む。) ⑥政令第1条の2、第4条の2の2から第5条の8まで、第6条から第9条の2まで、第34条から第36条まで ⑦省令第31条の3から第31条の6まで
IV 査察並びに違反処理及び防災規制に関する基礎知識	⑧建基法第2条 ⑨建基政令第1条及び第2条 ⑩行政手続法第1条、第2条、第32条から第36条の3まで
V 防火管理及び防火対象物の点検報告制度に関する基礎知識	⑪その他
VI 火災調査に関する基礎知識	
VII 危険物の性質に関する基礎知識	
VIII その他予防業務に必要な基礎知識	

予防技術検定出題範囲(防火査察科目)

科目 (範囲)	検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)
I 関係法令の制度と概要	①法第3条から第6条まで、第8条から第9条の2まで、第17条の4 ②政令第2条から第5条の5まで
II 立入検査関係及び違反処理関係	③省令第1条から第4条の5まで (第4条の2の5を除く。) ④行政不服審査法第2条から第6条まで、第9条、第18条、第22条、第54条、第55
III 防火管理及び防火対象物の点検報告制度関係	条、第82条及び第83条 ⑤行政代執行法第2条から第6条まで ⑥立入検査標準マニュアル
IV 防災規制関係及び火を使用する設備器具等に対する制限関係等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査要領</li> <li>・小規模雑居ビル立入検査時の留意事項</li> <li>・量販店等立入検査時の留意事項</li> <li>・個室型店舗立入検査時の留意事項</li> </ul>
V その他防火査察等に関する専門的知識	⑦違反処理標準マニュアル <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反処理要領</li> <li>・違反処理基準</li> </ul> ⑧その他

参考資料 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について (平成14年8月30日付け消防安第39号・平成17年7月6日付け消防安第138号・平成26年3月4日付け消防予第55号により改正)

予防技術検定出題範囲(消防用設備等科目)

科目 (範囲)	検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)
I 消防同意及び消防用設備等並びに特殊消防用設備等関係法令の制度と概要	①法第7条、第17条から第17条の14まで、第4章の2 ②政令第8条から第29条の4まで、第34条から第34条の4まで、第36条の2、第37条から第41条まで ③省令第5条から第31条の2の2まで、第31条の6、第33条の2から第33条の5まで、第33条の17及び第33条の18 ④建基法第6条から第6条の2まで、第6条の4、第7条の6、第21条から第24条まで、第25条から第28条まで、第32条から第36条まで、第61条から第66条まで、第86条及び第93条
II 消防用設備等の技術上の基準関係	⑤建基政令第20条の2、第20条の3、第107条から第109条の2まで、第109条の5、第111条から第114条まで、第115条の3から第116条の2まで、第118条から第126条の7まで、第128条から第129条の2の3まで、第129条の2の5、第129条の2の6、第129条の13の2から第129条の15まで、第136条の2から第136条の2の3まで
III 消防設備士及び消防設備点検資格者関係	⑥消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件 (平成16年5月31日消防庁告示第10号) ⑦消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件 (平成16年5月31日消防庁告示第15号) ⑧政令第29条の4に基づき規定される必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令
IV その他消防同意、消防用設備等に関する専門的知識	⑨消防用設備等の設置単位について (昭和50年3月5日付け消防安第26号) ⑩令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて (昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号・平成27年2月27日付け消防予第81号により改正) ⑪その他

予防技術検定出題範囲(危険物科目)

科目(範囲)	検定科目の主要な出題範囲(根拠条文等)(※)
I 危険物関係法令の制度と概要	①法第9条の3、第9条の4及び第3章 ②危令第1条から第39条の3まで(第4条及び第23条を除く。)
II 許可審査関係(位置、構造及び設備の基準を含む。)	③危則第2条、第3条、第7条の4、第7条の5、第9条の2から第22条の2の8まで、第22条の4から第28条の2の8まで、第28条の54から第47条の4まで、第48条、第48条の2、第49条から第50条の3まで、第51条、第58条の14から第61条まで、第62条の2から第62条の2の9まで、第62条の4から第62条の8まで、第64条の2から第67条まで、第69条の2
III 貯蔵及び取扱いの基準関係	
IV 移送及び運搬の基準関係	④危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示99号)第4条の47の2から第4条の49の3まで、第4条の51、第68条の5、第68条の6、第71条から第72条まで
V 圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物関係	⑤製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について(昭和58年3月9日付け消防危第21号)
VI 危険物施設に関する保安規制関係	⑥給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について(昭和62年4月28日付け消防危第38号)
VII 危険物の性質及び火災の予防並びに消火の方法	⑦消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について(平成元年3月22日付け消防危第24号・平成3年6月19日付け消防危第71号・平成24年3月30日付け消防危第90号により改正)
VIII 危険物取扱者関係	⑧顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について(平成10年3月13日付け消防危第25号・平成12年2月1日付け消防危第12号・平成13年8月13日付け消防危第95号・平成24年3月30日付け消防危第91号・平成24年5月23日付け消防危第138号により改正)
IX その他危険物に関する専門的知識	⑨製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について(平成10年3月16日付け消防危第29号) ⑩製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について(平成11年3月23日付け消防危第24号) ⑪製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて(平成14年3月29日付け消防危第49号) ⑫地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について(平成16年3月18日付け消防危第33号・平成19年3月28日付け消防危第66号・平成22年7月8日付け消防危第144号により改正) ⑬既存の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について(平成22年7月8日付け消防危第144号) ⑭その他

(※) 略語 法とは消防法(昭和23年法律第186号)をいう。

政令とは消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。

省令とは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。

危令とは危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。

危則とは危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。

建基法とは建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。

建基政令とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。

行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）

行政不服審査法（昭和37年9月15日）

行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）

新旧対照表(共通科目)

科目 (範囲)	(新) 検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)	(旧) 検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)
I 燃焼及び消火の理論に関する基礎知識	①燃焼の定義、燃焼現象、燃焼に必要な要素	①燃焼の定義、燃焼現象、燃焼に必要な要素
II 消防関係法令及び建築基準法令に関する基礎知識	②煙の流動性状と制御 ③消火方法の種類及びその原理、消火剤の種類と消火作用	②煙の流動性状と制御 ③消火方法の種類及びその原理、消火剤の種類と消火作用
III 消防同意、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基礎知識	④法第2条から第9条の2まで、第16条の5、第17条から第17条の4まで、第31条から第35条の3の2まで	④法第2条から第9条の2まで、第16条の5、第17条から第17条の4まで、第31条から第35条の3の2まで
IV 査察並びに違反処理及び防災規制に関する基礎知識	⑤法別表第1 (備考を含む。) ⑥政令第1条の2、第4条の2の2から第5条の8まで、第6条から第9条の2まで、第34条から第36条まで	⑤法別表第1 (備考を含む。) ⑥政令第1条の2、第4条の2の2から第5条の8まで、第6条から第9条の2まで、第34条から第36条まで
V 防火管理及び防火対象物の点検報告制度に関する基礎知識	⑦省令第31条の3から第31条の6まで ⑧建基法第2条	⑦省令第31条の3から第31条の6まで ⑧建基法第2条
VI 火災調査に関する基礎知識	⑨建基政令第1条及び第2条 ⑩行政手続法第1条、第2条、第32条	⑨建基政令第1条及び第2条 ⑩行政手続法第1条、第2条、第32条
VII 危険物の性質に関する基礎知識	から第36条の3まで ⑪その他	から第36条まで ⑪その他
VIII その他予防業務に必要な基礎知識		

新旧対照表(防火査察科目)

科目 (範囲)	(新) 検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)	(旧) 検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)
I 関係法令の制度と概要	①法第3条から第6条まで、第8条から第9条の2まで、第17条の4	①法第3条から第6条まで、第8条から第9条の2まで、第17条の4
II 立入検査関係及び違反処理関係	②政令第2条から第5条の5まで ③省令第1条から第4条の5まで(第4条の2の5を除く。)	②政令第2条から第5条の5まで ③省令第1条から第4条の5まで(第4条の2の5を除く。)
III 防火管理及び防火対象物の点検報告制度関係	④行政不服審査法第2条から第6条まで、 <u>第9条、第18条、第22条、第54条、 第55条、第82条及び第83条</u>	④行政不服審査法第3条、第5条、 <u>第6条、第14条、第45条、第57条及び第58条</u>
IV 防災規制関係及び火を使用する設備器具等に対する制限関係等	⑤行政代執行法第2条から第6条まで ⑥立入検査標準マニュアル ・立入検査要領	⑤行政代執行法第2条から第6条まで ⑥立入検査マニュアル ・立入検査要領
V その他防火査察等に関する専門的知識	・小規模雑居ビル立入検査時の留意事項 ・量販店等立入検査時の留意事項 ・ <u>個室型店舗立入検査時の留意事項</u> ⑦違反処理標準マニュアル ・違反処理要領 ・違反処理基準 ⑧その他	・小規模雑居ビル立入検査時の留意事項 ・量販店等立入検査時の留意事項 ⑦違反処理マニュアル ・違反処理要領 ・違反処理基準 ⑧その他
参考資料	「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について(平成14年8月30日付け消防安第39号・平成17年7月6日付け消防安第138号・ <u>平成26年3月4日付け消防予第55号</u> により改正)	「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について(平成14年8月30日付け消防安第39号・平成17年7月6日付け消防安第138号により改正)

新旧対照表(消防用設備等科目)

科目 (範囲)	(新) 検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)	(旧) 検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)
I 消防同意及び消防用設備等並びに特殊消防用設備等関係法令の制度と概要	<p>①法第7条、第17条から第17条の14まで、第4章の2</p> <p>②政令第8条から第29条の4まで、第34条から第34条の4まで、第36条の2、第37条から第41条まで</p> <p>③省令第5条から第31条の2の2まで、第31条の6、第33条の2から第33条の5まで、第33条の17及び第33条の18</p>	<p>①法第7条、第17条から第17条の14まで、第4章の2</p> <p>②政令第8条から第29条の4まで、第34条から第34条の4まで、第36条の2、第37条から第41条まで</p> <p>③省令第5条から第31条の2の2まで、第31条の6、第33条の2から第33条の5まで、第33条の17及び第33条の18</p>
II 消防用設備等の技術上の基準関係	<p>④建基法第6条から第6条の2まで、第6条の4、第7条の6、第21条から第24条まで、第25条から第28条まで、第32条から第36条まで、第61条から第66条まで、第86条及び第93条</p>	<p>④建基法第6条から第6条の3まで、第7条の6、第21条から第24条まで、第25条から第28条まで、第32条、第33条、第35条から第36条まで、第61条から第66条まで、第86条及び第93条</p>
III 消防設備士及び消防設備点検資格者関係	<p>⑤建基政令第20条の2、第20条の3、第107条から第109条の2まで、第109条の5、第111条から第114条まで、第115条の3から第116条の2まで、第118条から第126条の7まで、第128条から第129条の2の3まで、第129条の2の5、第129条の2の6、第129条の13の2から第129条の15まで、第136条の2から第136条の2の3まで</p>	<p>⑤建基政令第20条の2、第20条の3、第107条から第109条の2まで、第109条の5、第111条から第114条まで、第115条の2の2から第116条の2まで、第118条から第126条の7まで、第128条から第129条の2の3まで、第129条の2の5、第129条の2の6、第129条の13の2から第129条の15まで、第136条の2、第136条の2の3</p>
IV その他消防同意、消防用設備等に関する専門的知識	<p>⑥消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件 (平成16年5月31日消防庁告示第10号)</p> <p>⑦消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件 (平成16年5月31日消防庁告示第15号)</p> <p>⑧政令第29条の4に基づき規定される必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令</p>	<p>⑥消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件 (平成16年5月31日消防庁告示第10号)</p> <p>⑦消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件 (平成16年5月31日消防庁告示第15号)</p> <p>⑧パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成16年5月31日消防庁告示第12号)</p>

	<p>⑨消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付け消防安第26号）</p> <p>⑩令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号・<u>平成27年2月27日付け消防予第81号により改正</u>）</p> <p>⑪その他</p>	<p><u>⑨パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第13号）</u></p> <p><u>⑩必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年5月31日総務省令第92号）</u></p> <p>⑪消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付け消防安第26号）</p> <p>⑫令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年4月15日付け消防予第41号・消防安第41号）</p> <p>⑬その他</p>
--	--	--

新旧対照表(危険物科目)

科目 (範囲)	(新) 検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)	(旧) 検定科目の主要な出題範囲 (根拠条文等) (※)
I 危険物関係法令の制度と概要	①法第9条の3、第9条の4及び第3章	①法第9条の3、第9条の4及び第3章
II 許可審査関係 (位置、構造及び設備の基準を含む。)	②危令第1条から第39条の3まで(第4条及び第23条を除く。)	②危令第1条から第39条の3まで(第4条及び第23条を除く。)
III 貯蔵及び取扱いの基準関係	③危則第2条、第3条、 <u>第7条の4、第7条の5、第9条の2から第22条の2の8</u> まで、第22条の4から <u>第28条の2の8</u> まで、第28条の54から第47条	③危則第2条、第3条、 <u>第10条から第22条の2の6</u> まで、第22条の4から <u>第28条の2の7</u> まで、第28条の54
IV 移送及び運搬の基準関係	の4まで、第48条、第48条の2、第49条から第50条の3まで、第51条、	から第47条の4まで、第48条、第48条の2、第49条、 <u>第50条の3</u> 、第51
V 圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物関係	第58条の14から第61条まで、第62条の2から <u>第62条の2の9</u> まで、第62条の4から第62条の8まで、第64	条、第58条の14から第61条まで、第62条の2から <u>第62条の2の6</u> まで、第62条の4から第62条の8まで、第64
VI 危険物施設に関する保安規制関係	条の2から第67条まで、第69条の2	4から第67条まで、第69条の2
VII 危険物の性質及び火災の予防並びに消火の方法	④危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示99号) <u>第4条の47の2から第4条の49の3</u> まで、第4条の51、第68条の5、第68条の6、第71	④危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示99号) <u>第4条の48</u> 、第4条の51、第68条の5、第68条の6、第71条から第72条まで
VIII 危険物取扱者関係	条から第72条まで	条から第72条まで
IX その他危険物に関する専門的知識	⑤製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について(昭和58年3月9日付け消防危第21号) ⑥給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について(昭和62年4月28日付け消防危第38号) ⑦消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について(平成元年3月22日付け消防危第24号・平成3年6月19日付け消防危第71号・ <u>平成24年3月30日付け消防危第90号</u> により改正) ⑧顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について(平成10年3	⑤製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について(昭和58年3月9日付け消防危第21号) ⑥給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について(昭和62年4月28日付け消防危第38号) ⑦消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について(平成元年3月22日付け消防危第24号・平成3年6月19日付け消防危第71号により改正) ⑧顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について(平成10年3

	<p>月 13 日付け消防危第 25 号・平成 12 年 2 月 1 日付け消防危第 12 号・平成 13 年 8 月 13 日付け消防危第 95 号・<u>平成 24 年 3 月 30 日付け消防危第 91 号</u>・<u>平成 24 年 5 月 23 日付け消防危第 138 号</u>により改正)</p> <p>⑨製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について (平成 10 年 3 月 16 日付け消防危第 29 号)</p> <p>⑩製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について (平成 11 年 3 月 23 日付け消防危第 24 号)</p> <p>⑪製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて (平成 14 年 3 月 29 日付け消防危第 49 号)</p> <p>⑫地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について (平成 16 年 3 月 18 日付け消防危第 33 号・<u>平成 19 年 3 月 28 日付け消防危第 66 号</u>・<u>平成 22 年 7 月 8 日付け消防危第 144 号</u>により改正)</p> <p><u>⑬既存の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について (平成 22 年 7 月 8 日付け消防危第 144 号)</u></p> <p><u>⑭その他</u></p>	<p>月 13 日付け消防危第 25 号・平成 12 年 2 月 1 日付け消防危第 12 号・平成 13 年 8 月 13 日付け消防危第 95 号により改正)</p> <p>⑨製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について (平成 10 年 3 月 16 日付け消防危第 29 号)</p> <p>⑩製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について (平成 11 年 3 月 23 日付け消防危第 24 号)</p> <p>⑪製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて (平成 14 年 3 月 29 日付け消防危第 49 号)</p> <p>⑫地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について (平成 16 年 3 月 18 日付け消防危第 33 号)</p> <p>⑬その他</p>
--	--	---

(※) 略語 法とは消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) をいう。

政令とは消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) をいう。

省令とは消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号) をいう。

危令とは危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年政令第 306 号) をいう。

危則とは危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年総理府令第 55 号) をいう。

建基法とは建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) をいう。

建基政令とは建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) をいう。

行政手続法 (平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号)

行政不服審査法 (昭和 37 年 9 月 15 日)

行政代執行法 (昭和 23 年 5 月 15 日法律第 43 号)